

双日株式会社「(仮称)北海道小樽余市風力発電所 環境影響評価方法書」  
に対する勧告について

令和3年5月11日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)北海道小樽余市風力発電所 環境影響評価方法書について、双日株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道小樽市、余市郡余市町  
原動力の種類：風力（陸上）  
出力：最大116,100kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年4月23日
環境大臣意見受理	令和2年6月30日
経済産業大臣意見発出	令和2年7月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和2年11月16日
住民意見の概要等受理	令和3年1月29日
北海道知事意見受理	令和3年3月18日
経済産業大臣勧告発出	令和3年5月11日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田  
電話03-3501-1742（直通）

双日株式会社「(仮称)北海道小樽余市風力発電所 環境影響評価方法書」に対する  
勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺には、施設の稼働に伴う騒音についての調査及び予測地点が設定されていない集落もあるため、風車と住居の位置関係や地形の状況を踏まえ、必要に応じて調査地点を追加すること。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた土捨て場や道路整備工事に係る雨水排水対策、濁水の影響評価について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適切な方法で行うこと。
4. 希少な鳥類の生息やバードストライク、移動の阻害等への影響について、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
5. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、鳥類及び哺乳類等が営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握した上で、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を実施すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)